

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|-------------|--|---|---|---------|
| | 目次 | | | | | | | | | |
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 2 ～ 3 | 1ー（1）ア 地区コミュニティ協議会 の組織強化 2ー（2） 個性と魅力ある地域づ くりの促進 | このページが例ですが、「1ー（1）イ」や「（2）ア」のように、「〇〇など、～します。」、また、他の随所に見られますが、ある程度具体的に挙げてある箇所もあれば、「1ー（1）ア」のように、ただ「連携を強化し」と述べてある箇所もある。 全体を読むと、具体的に述べてあるところもあるが、もう一言欲しい部分もある。以下、もう一言あった方が良いと思われる箇所を挙げてみる。 ① 1ー（1）ア 「連携を強化し」どのように？ ② 2ー（2） 「市として可能な支援」どんな？ | ①については、48地区コミュニティ協議会会長連絡会や、コミュニティ主事連絡会、まちづくり懇話会などを開催し、様々な取り組みに対して、情報を提供し意思疎通を図っております。 また、共生・協働による地域づくりを念頭に地域と行政の信頼関係の構築は不可欠であり、自助・共助・公助による地域と行政の役割分担も必要であります。 併せて、地域の課題に対する行政各課の横断的な連携の確保と、地域住民とのパートナーシップを進めるための職員の意識改革も必要と感じています。 ②については、財政支援として運営補助金や活性化事業補助金、提案公募型補助金があります。 また、物的支援として、活動拠点の確保や情報提供等を行っております。 人的支援として、コミュニティ主事の配置とともに、地区振興計画の策定支援、地域担当職員制度の導入検討とともに、地域リーダー養成のための研修派遣も行っております。 | コミュニティ課 |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | イ コミュニティマスター事業の推進 | 【提言】 イ 地区コミュニティ 活性化事業 の推進（注：太字部分を改定） 地区コミュニティ協議会において地域活性化につながる市の施設の維持・管理のために、 地域づくり振興補助金を地区コミュニティ協議会へ交付して 市民の持つ知恵と技術を地域力として活かします。 【理由】 ①コミュニティ・マスター事業は、事務的な煩雑さがあるため、この事業へ発展的に移行する。 ②農道・林道の補修・舗装・伐採、側溝改修、側溝蓋設置、ロードミラー設置・修理、ガードレール設置・修理、防犯等設置・修理、重機類のリースなどの簡易事業をコミュニティ協議会へ補助金を交付して委託する。所管としては建設維持課、耕地課、林務水産課、コミュニティ課などの所管の簡易事業を委託する。 農地・水・環境保全向上対策事業の例にならったコミュニティ協議会の活性化事業版 ③合併の際に地区コミュニティ協議会へ簡易補修などの事業を委託するとの構想があり、これを今後5年間で具体化する。 ④合併後の日置市では既に「地域づくり振興基金」として各地区へ交付実施中である。交付している予算総額は2億円程度か。 | 現在コミュニティ協議会へは運営補助金を交付しており、活性化事業補助金も2年に1回利用できるように交付しております。 コミュニティマスター事業は地域の方々の技術等を活かしながら、施設整備を行っていただくためにも、活用していただきたいと思います。 「地域づくり振興補助金」の導入については他市の状況も把握しながら、今後研究させていただきたいと考えています。 | コミュニティ課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|---|--------------------------|--|---|---------|
| | 目次 | | | | | | | | | |
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | ア 地区コミュニティ協議会間相互の情報交換の促進 | <p>「コミュニティ協議会の活性化」は、その直前にある、相互の連携や地域を越えた交流によってもたらされるものではないように思える。この段落は、「活性化」が目的ではなく、アの表題が目的であろうから、「促進する。」で止め、「活性化」は、もう1節必要なくらい、それを目的とした内容を盛り込んだ方が良いと思う。</p> <p>今回そこまで踏み込めないならば、この文言をここからはすし、1ページの課題のところに、全体的な目標として“活性化”を目指す風にしたらどうか。</p> <p>“活性化”は定義づけから、具体策まで、時間をかける必要があるので、次期は、もっと大きく盛り込んだらどうか。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、下記のとおり記載を修正いたします。</p> <p>【変更前】 また、コミュニティ相互の連携を図りながら、地域を越えた交流を促進し、コミュニティ協議会の活性化を進めます。</p> <p>↓ 【変更後】 また、コミュニティ相互の連携を図りながら、地域を越えた交流を促進します。</p> <p>なお、ご指摘の「活性化」の目的については、P1の<現状と課題>の8行目において「本市では、市民一人ひとりが主役となったまちづくりを進め、各地域の主体的な活動を促進し、その活性化を図るとともに、住民のコミュニティ意識の醸成等を図るため、48の地区コミュニティ協議会が設置されています」と記載しております。</p> | コミュニティ課 |
| 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 協議会活動の支援 | <p>【提言】 (3) 地区コミュニティ協議会活動の支援強化（注：太字部分を改定） 地区コミュニティ協議会の多様化する活動へ必要な人的、財産的支援を強化します。活動拠点となる地区コミュニティセンターにコミュニティ主事や地区コミュニティ協議会職員を配置し協議会活動の円滑化を図ります。</p> <p>【理由】 1. 協議会活動を地区コミュニティ協議会活動と追記する。 2. 原案の指導・助言の内、指導の表現は、コミュニティ協議会は市当局の下部組織ではないので不適切ではないか。 3. 多様化する活動とは、福祉ネットワーク、地域防犯、景観提案・保全活動、ゴールド集落活動支援、子育て支援、シティセールス、公園緑地管理など、基本計画の中でも地区コミュニティ協議会の活動支援が位置づけられ増加・多様化していく。 そのために市からの人的・財政的な支援を強化かする。 4. コミュニティセンターはコミュニティ主事だけの配置ではないため。</p> | <p>最終的な目標としては、地区コミュニティ協議会の自立が望ましいと考えております。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正いたします。</p> <p>【変更前】 (3) 協議会活動の支援 地区コミュニティ協議会の活動への適切な指導・助言を行うとともに、活動拠点となる地区コミュニティセンターにコミュニティ主事を配置し、協議会制度の定着化を図ります。</p> <p>【変更後】 (3) 地区コミュニティ協議会の支援 地区コミュニティ協議会の活動への適切な指導・助言及び可能な支援を行うとともに、活動拠点となる地区コミュニティセンターに配置されているコミュニティ主事や協議会職員と連携して、協議会の充実を図ります。</p> | コミュニティ課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|---|---------------------|--|--|---------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 5 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 5 | ウ ボランティア活動の支援 | 突然出てきた「ボランティアセンター」とは何のことか？ また、「まちづくり交流センター」とは何のことか？ これらの用語の定義・説明等は必要ないか？ | ご指摘を踏まえ、下記のとおり注釈を追記いたします。 ※まちづくり交流センター⇒市民文化ホール内において、まちづくり公社の自主事業として設置されており、NPO・ボランティア団体への会議室の無料貸し出しや、パソコンの無料利用、ホームページによるボランティア団体の紹介を行っている。 ※ボランティアセンター⇒社会福祉協議会内にあり、県の社会福祉協議会から助成を受け、各地域でボランティアを活用した高齢者サロンや子育てサロンの開催、各種ボランティア講座の開催による人材育成、HP・ブログ・ボランティア便りなどによる情報発信を実施している。 | コミュニティ課 |
| 6 | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 6 | ゴールド集落への支援 | 【提言】 ゴールド集落の定義を65歳以上が50%以上だけでなく、集落からの公共交通機関までの距離、生活機能の有無とかをコミュニティ協議会が判断した集落も対象にして頂きたい。 例：高江町 毎床自治会2戸8名 山間部 県道まで8km 平均年齢62歳 生活機能維持の商店なし 【理由】 ①交通・商店・病院・福祉施設などの生活機能が近辺にある市街地・町部のゴールド集落と山間辺地にある集落とでは、ゴールド集落の定義に無理がある。支援の度合いに格差が出てくる。 ②ゴールド集落への活動支援は、地区コミュニティ協議会が担うことになるなら、コミュニティ協議会が判断した集落も対象にして頂きたい。 | ・現在、地域が本来有している地域の力を再生し、安心して住み続けられる地域づくりを推進することを目的とした「（仮称）ゴールド集落活性化条例」の制定に向けた検討を行っているところです。 ・本市においては、周辺地域以外の市街地においても人口減少が著しい地区が発生し、地域社会における活力の低下が懸念される状況であることから、全市域を対象に、明確に判断できる基準を用いてゴールド集落を定義したところです。 ・提案のコミュニティ協議会が判断した集落をゴールド集落の対象とすることについては、コミュニティ協議会ごとにゴールド集落の定義が異なるなど、運用面での混乱が生じることが懸念されますので、ゴールド集落の定義については、案のとおりとさせていただきますと考えています。 ・なお、各施策の取組については、各ゴールド集落の状況に応じた支援の検討を行っています。 | 企画政策課 |
| 7 | 1 | 1 | 2 | 2 | | 6 | コミュニティ活動における市民参画の促進 | これだと、広報紙を読まない人、ホームページにアクセスのない人、自治会未加入の人など、もれてしまう市民が多いことが懸念される。 この場では、あまり具体的に踏み込まず、「より効果的な啓発の方策を考えていく委員会を組織する」と言った、長期的に市民参画を促進するための母体をしっかり作るの方が、結果的には良い結果となるのではないか。 | 確かに全部の方々に行きとどくことはできませんが、方策としては、スーパーや金融機関へラックを設置し、誰でも自由に見れる環境は整備しています。 今後、自治会未加入対策を含め、ご指摘の「効果的な啓発の方策を考えていく委員会」については検討していきたい。 | コミュニティ課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|----|------------------------|---|--|---------|
| | 目次 | | | | | | | | | |
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 8 | 1 | 1 | 3 | 1 | 2 | 8 | ア 地区コミュニティセンターの管理体制の充実 | <p>言っていることはわかるが、自分の地域のコミセンを思い浮かべたとき、それほどいろいろな活動に利用できるほど広くないし、いろいろな形態の活動の事務局をおくならば、それなりにハード面（棚・ロッカー等）もそろえる必要があると思われる。こういった案について、地区コミとの合意は得られているのか。</p> <p>また、これを読むと、各地区コミがその地域で起こる様々な行事や活動についてすべて把握している必要がある。</p> <p>あるいは、その方が良いように感じる。たとえば、有志で立ち上げたNPO等、地区コミに連絡・登録する義務がある、と言いくいだろうか。また、突然行って、どうぞ、地区コミを使ってください、というも変だ。その辺りの連絡・コミュニケーション等を考えると、地区コミは、本当にそういった、市の提案を理解し、同調していくつもりがあるのか、きちんと話し合いをした上で、この1の計画が立てられているのか。</p> | <p>ここで述べていることは、施設を自由に使用できるということですので。そこを拠点として常時事務所的に使うということではありません。</p> <p>協議の場や、活動実践の場は、NPOやボランティア団体に限らず、PTAや自治会等様々な団体が使用しています。</p> | コミュニティ課 |
| 9 | 1 | 2 | 1 | 1 | 3 | 12 | ア 健康づくり計画の策定 | <p>1ー(3)ア「健康さつまませんだい21」とは何のことか？イベント？健康情報冊子？9ページの健康21の当市ヴァージョン？具体的な数値目標などもあるのか？</p> | <p>ご指摘を踏まえ、「健康さつまませんだい21」について下記のとおり注釈を追記いたします。</p> <p>※健康さつまませんだい21⇒21世紀の国民の健康づくりの指針として策定された「健康日本21」の基本理念に基づき薩摩川内市の市民が健康で元気に生活できる地域の実現のために、大きな課題となっている生活習慣や生活習慣病を食生活、運動など7つの分野ごとにそれぞれの取り組みの方向性と目標を定めた健康づくりの個別計画である。</p> | 市民健康課 |
| 10 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 12 | 地域全体の総合的な医療体制の構築 | <p>「地域」という言葉が何度も使用されているが、この章での「地域」とは、地区コミも関係あるのか？</p> <p>実際、今後緊急医療体制を整えていく上で、各地区コミにおいて、もっと、保健・医療についての役割の比重が高くなっていく必要があると思われる。この点は、地区コミと協議がなされているか。</p> | <p>「2 医療体制の充実」における「地域」とは広義では市全体を現し、狭義では市民の身近なところという意味での表現であり、特にエリアを限定したものではありません。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり、今後、緊急医療体制の構築のために地区コミュニティの役割は大きく、本市では、福祉課において、地域ぐるみで助け合いの輪（ネットワーク）をつくり、見守り支援を行う「地域ネットワーク事業」に取り組んでおり、地区コミュニティ協議会連絡会長が地域ネットワーク事業連絡会委員に就任し、参画いただいております。</p> | 地域医療対策課 |
| 11 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 12 | ア 初期医療体制の整備 | <p>第2章 第1節「保健・医療の充実」中「医療体制の充実」の「ア 初期医療体制の整備」の中で「かかりつけ医の定着と在宅医療を促進します」と記載されているが、どのように「促進」するのか。</p> | <p>在宅医療の対象者は、疾病や傷病により通院が困難な人、退院後継続して治療が必要な人、自宅で終末期医療を希望する人などありますが、高齢化による高齢者医療の需要増加等により在宅医療の需要も増加することが予想されます。</p> <p>このため、在宅医療を担う“かかりつけ医”の役割や在宅医療に関する情報を市民に提供するなどして、“かかりつけ医”の定着と在宅医療の促進を図ろうとするものであります。</p> | 地域医療対策課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|-------------|---|---|---------------|--|---|---|--------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 12 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 13 | <p>エ 保健・医療・福祉のネットワークの形成</p> | <p>これは、つまり、市役所の中の「〇〇課」に連絡すれば、情報が得られる、というように、インフォメーションセンター的な役割を市の該当課がする、ということなのか。</p> <p>住民の住む地域の情報については、地区コミにも、そういった役割が必要なのではないか。それも視野に入れての計画なのか。</p> | <p>地域の保健・医療・福祉等に関する相談は多岐にわたるものであり、それぞれの専門分野が複雑に関係・関与してくる。</p> <p>相談を受けた課においては、これら相談内容を把握したうえで、効果的な助言を行うために、関係する部署の職員又は相談員や民間施設・団体等と連携を取りながら、問題の解決に取組む必要がある。</p> <p>現在、各種連絡協議会を立ち上げて、ネットワークづくりを行っているところであり、また、日頃から、これらネットワークを通じて、地域の情報を収集し、情報を共有化しながら、迅速な問題解決に努めている。</p> <p>一方、市民が抱える保健・医療・福祉等の問題を解決するために、関係する情報を、市のホームページ・市広報紙を通じて、積極的に提供することが必要になっている。</p> <p>指摘のあった事項については、庁内・庁外のネットワークづくり及び広報活動の強化を述べたものである。</p> | 市民課 |
| 13 | 1 | 2 | 3 ～ 7 | | | 18 ～ 31 | <p>地域福祉社会の形成 高齢者福祉の充実 子育て支援・児童福祉の充実 障害者（児）福祉の推進 母子寡婦・父子福祉の充実</p> | <p>この5つの節（第2章第3節～第7節）について、第3節は、実は、4～7節すべてを網羅しているべきことで、18ページの施策の体系について、4～7節の内容も入った方が良く思うが？</p> | <p>第3節（P18）は「地域福祉社会の形成」のことを記載しているが、すべての福祉の基礎は、地域福祉社会のうえに成り立っている。</p> <p>本市では、平成19年3月に、「全ての市民が住み慣れた地域でお互いに支え合い、安心して健やかに暮らせるまちづくり」を基本理念に、「薩摩川内市地域福祉計画」を策定し、地域で共に助け合い、支え合うための計画・目標を整理したものである。</p> <p>今回、第3節では、全体的に地域福祉の重要性や理念を述べており、第4節（高齢者福祉の充実）、第5節（子育て支援・児童福祉の充実）、第6節（障害者（児）福祉の推進）、第7節（母子寡婦・父子福祉の充実）においては、地域福祉に関することを、施策体系に加えていない。</p> | 市民課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|----|-------------------|---|---|----------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 14 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 | 19 | 地域福祉の理念の啓発及び活動の強化 | 「高齢者クラブ」とは何か。なぜここで、急に、“高齢者”なのか。ここで言う“高齢者”とは、何歳？ | <p>「高齢者クラブ」とは、地域を基礎とする高齢者の自主的な組織として、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上を目的としています。</p> <p>名称につきましては、「薩摩川内市老人クラブ連合会」が、平成21年度総会で会則の一部改正を行い、「薩摩川内市高齢者クラブ連合会」に改めたことに伴ったものです。</p> <p>「高齢化クラブ」の活動には、一人暮らしの高齢者等への訪問を行う友愛訪問活動、交通安全のための街頭指導を行う地域見守り活動等があり、地域福祉活動の重要な担い手であることから、「高齢者クラブ」のさらなる活性化を図る必要があると考えます。</p> <p>一般的に高齢者とは65歳以上の方を言いますが、「高齢者クラブ」につきましては、会員の年齢は60歳以上、ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の加入を防げないことから、概ね60歳以上の方です。</p> <p>また、ご指摘を踏まえ、「高齢者クラブ」の注釈を下記のとおり追記いたします。</p> <p>※高齢者クラブ⇒地域を基礎とするおおむね60歳以上の高齢者の自主的な組織。「健康・友愛・奉仕」の三大運動とともに、文化伝承活動や世代間交流等の地域を豊かにする活動等を行っている。</p> | 高齢・障害福祉課 |
| 15 | 1 | 2 | 4 | 3 | 2 | 23 | 高齢者の社会参加のための環境づくり | 「ふれあいいきいきサロン」とは何のことか？ | <p>「ふれあいいきいきサロン」とは、一人暮らしの高齢者等、家で閉じこもりがち、話し相手がない、寂しいといった不安や悩みをお持ちの方々に、自治会等の集会所など、身近な場所に集まっていただいて、「気軽に」、「無理なく」、「楽しく」、「自由に」過ごせる場を提供し、会食・健康体操・創作活動・レクリエーションなどを行い、地域の「仲間づくり」、「出会いづくり」の場を作るものです。社会福祉協議会の運営支援を受け、自治会・地区コミ等の単位で開催されます。</p> <p>また、ご指摘を踏まえ、「ふれあいいきいきサロン」の注釈を追記いたします。</p> <p>※ふれあいいきいきサロン⇒家に閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者等に、身近な集会所などに集まっていただき、レクリエーション等を通じて地域の仲間づくり等の活動の場をつくるもの。自治会・地区コミ等の単位で開催されている。</p> | 高齢・障害福祉課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|----|----------------|--|---|---------|
| | 目次 | | | | | | | | | |
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 16 | 1 | 2 | 5 | 1 | 2 | 26 | イ 学童保育の拡充 | 学童保育・児童クラブ、また「放課後児童クラブ」など、いろいろな呼び方がある。「児童クラブ」という言い方は、紛らわしいように思うが？ また、いわゆる「学童保育」は直接市の管轄ではないと理解しているが、このような書き方だと、市の事業のように取ることもできるので、紛らわしいのではないか。 本当に拡充していく計画ならば、もう少し具体的な内容も欲しい。 | 「放課後児童クラブ」の表現が一般的であり、統一したい。また、次のように修正したい。 【変更前】 イ 学童保育の拡充 保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の子どもの健全な育成を図るため、児童クラブの充実を図ります。 ↓ 【変更後】 イ 放課後児童クラブの拡充 保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の子どもの健全な育成を図るため、 地域の放課後児童クラブ運営委員会等の設立を支援し、また、既存の公共施設等の利用を検討するなど、放課後児童クラブ未設置の地域や待機児童の解消を推進します。 さらに、市放課後児童クラブ連絡協議会と連携し、指導員研修会の支援を行い、資質の向上を図ります。 | 子育て支援課 |
| 17 | 1 | 2 | 7 | 1 | 2 | 31 | 生活の安定の確保に向けた支援 | 当人たちの中には、「放っておいて欲しい」人もいるだろうし、「地域」とは、実際地区コミにそのような体制を作る、というようにも取れる。地区コミにこれも図っておられるのか？ | 現在、市の女性・家庭生活支援相談員を中心とした主に地域の民生委員・児童委員による情報提供及び見守り等による支援体制がある。 今後は、地域の中で暮らしている生活・経済基盤の弱い家庭を地域で支え、見守る等の仕組みづくりも必要であると考えているので、ご指摘を踏まえ、次の通り修正したい。 【変更前】 また、子育て等の面において、これらの世帯を地域ぐるみで支援する体制の構築を促進します。 ↓ 【変更後】 また、子育て等の面においては、 地域の民生委員・児童委員による支援に加え、地域と家庭の関わりが希薄化している現状の中で、これらの家庭を含めた生活・社会基盤の弱い家庭に対し、地域が支え、見守る支援体制の構築を促進します。 」 | 子育て支援課 |
| 18 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 34 | 生涯学習推進計画の推進 | 「生涯学習推進計画」を見たいが？ | 生涯学習推進計画については、概要を整理しホームページに掲載いたします。 同計画は平成26年度までの計画であり、主にグループ（団体）などで学ぼうとする市民の学習の支援計画を掲載したものです。 | コミュニティ課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|----|---------------------|--|---|------------------|
| | 目次 | | | | | | | | | |
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 19 | 1 | 3 | 1 | 1 | 2 | 34 | 推進体制の充実・強化 | 「生涯学習推進本部」とは、どこにあるのか？ 実際に機能しているのか。 | 生涯学習推進本部は、市長が本部長を務め、事務局はコミュニティ課で、年1回開催しています。前年度活動状況報告、当該年度活動計画報告を行い、生涯学習を推進するための審議を行っています。今後、更なる推進を図るためには、専門委員会等を設立し、推進に関して協議していく必要があると考えております。 | コミュニティ課 |
| 20 | 1 | 3 | 1 | 1 | 3 | 34 | ウ 情報発信力を有する人材・組織の育成 | 「知の還流」について、良いことを言っていると思うが、実際はどのようにしようとしているのか？ “還流”の様子がイメージしやすい。 | イメージ図について別紙1のとおり提示いたします。 | コミュニティ課 |
| 21 | 1 | 3 | 1 | 2 | 1 | 35 | イ 地域学習活動の促進 | 「PTA」が唐突に出てくるが、PTAは、生涯学習推進の中心的役割ではないと理解している。 ここに出した根拠があるのか？ 中心的役割ならば、他に「家庭教育学級」があると思うが、これは必ずしもPTA活動内ではないらしい。（学校によって差がある。） | PTAのみが中心的役割を担っているということではなく、「PTA等」ということで、PTA以外の子ども会や女性団体など様々な団体を想定している。 「家庭教育学級」も同様、社会教育及び生涯学習の担い手としている。 今日では、PTAは各単位PTAを中心に、児童生徒の安心・安全に関する活動や、読書推進活動、ボランティア活動、地区文化祭など、深く地域に根付いた生涯学習活動を展開しており、地域の生涯学習を推進する上では重要な組織であると認識している。 | 社会教育課 |
| 22 | 1 | 3 | 1 | 2 | 1 | 35 | イ 地域学習活動の促進 | また、この部分では、社会教育課とコミュニティの二つにまたがっているが、該当課が、社会教育課とコミュニティ課の両方になり、このような状況だと、責任をもってきちんと遂行していくのではないかと。 生涯学習を今後もこの2つにまたがって扱うならば、この辺をあいまいにせず、この節の中で、きちんと分けて明記したほうが、良いように思う。 | 全庁的な生涯学習の推進についてはコミュニティ課が所管している。社会教育課は、学校教育や文化、スポーツ同様、生涯学習の一分野である。 地域学習活動を推進する上では、健康福祉、安心・安全、環境、文化、スポーツ、教育など幅広く推進していく必要がある。 それぞれの課題に応じて、市民の学習ニーズに基づき、それぞれが所管する課所が、独自に各分野において責任をもって業務を遂行する中で、市民の生涯学習ニーズを充足している。 この項に関しては、社会教育課、コミュニティ課に限らず、生涯学習を推進しえいる関係課所全てに共通するものと位置づけている。 | 社会教育課 コミュニティ課 |
| 23 | 1 | 3 | 1 | 2 | 2 | 35 | 多様な学習機会の提供 | このような内容をたとえば、「生涯学習推進委員会」が統括して、市全体の生涯学習を本当に推進しようとする機関が必要だと思うが？ | 生涯学習の推進については、「生涯学習推進本部会議」が本市全体の生涯学習を推進する機関に該当するものである。 | 社会教育課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|----|------------------|---|---|------------------|
| | 目次 | | | | | | | | | |
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 24 | 1 | 3 | 1 | 2 | 2 | 35 | ア 体系的な学習プログラムの構築 | どこの誰のために、誰が、どんな機会に利用してもらおう、何を作るのか、よくわからない。 これを読むと、担当課がどこかもわかりにくいし、市がこれらを全部するように見えるが、そうなのか？ | 例えば、環境に関する理解を深めていく分野、健康に関する理解を推進していく分野など、それぞれの分野ごとに担当する課所があります。 この施策項目は、それぞれの課題に対して、全庁的に学習するためのプログラムの構築に対する方針について位置つけたものです。 | 社会教育課 コミュニティ課 |
| 25 | 1 | 3 | 1 | 2 | 2 | 35 | イ 情報通信メディアの活用 | どこの、誰が、どのように、利用できるように、誰がどのように普及を図るのか？ | 情報通信メディアの活用は、今後の情報化社会にあって重要な機能・手段です。 生涯学習の推進のための手段として、今後、ますます整備・充実が求められています。 このことは社会教育の分野だけの課題ではなく、全庁的な課題でもあります。 一例をあげると、市内に9箇所ある公民館は、地域のテーマや学習ニーズなどにより独自に取り組んでいます。が、今後は、情報ネットワーク化を図り、機能を高め、市民の学習ニーズに添えていくことが必要になってきます。 テレビ会議システムなどの情報通信ネットワークを活用した生涯学習を推進するには、情報政策課をはじめ、社会教育課など、それぞれ関係する課所が推進することになります。 | 社会教育課 |
| 26 | 1 | 3 | 1 | 2 | 3 | 35 | 学習成果の社会への還元 | このシステムは、もう何年もあるように思うが、その有効利用についての疑問の声を聞く。 システムの見直しやシステムをより良く活用してもらえるような手立てをする機関があるのか。 | ご指摘の「すてきびと」の制度概要及び利活用状況については下記のとおりです。 ○すてきびとの現在の登録数：57名 ○登録されている方の専門的な分野としては、音楽、生活・趣味、スポーツ・レクリエーション、工芸・書道、英会話、詩吟などの趣味的分野や環境や教育など教養的な分野の方も登録されている。 ○「すてきびと」事業は、「まちづくりの原点は人づくりから」を基本理念に、地域に埋もれている優れた人材を掘り起こし、人材を養成し活用していく課程を通して、生涯学習に対する認識を深めることと、身近な場所を利用して学習活動を支援しながら共に学習を深めていく、学習ボランティアづくりをめざしている事業です。 ○現在の利活用の状況は、学習・講話を希望される団体から問い合わせがありましたら、登録されている方を紹介し、あとは当事者同士で連絡を取り合って学習等を進めていただいております。 なお、学習並び講話を頼まれた件数は把握しておりませんが、家庭教育学級や地区コミュニティ協議会での学習に繋がっていただいております。 また、今年度はすてきびと登録者の方から、その技量を皆様に伝えたいということで市民大学講座も実施し、好評を得たところでした。 例年、生涯学習フェスティバルにおいても、学習体験コーナー（8名程度）を設けて、すてきびとの普及啓発に取り組んでいるところでした。 今後、本制度を有効に利活用していただけるよう、広報や普及に努めて参りたいと考えています。 | 社会教育課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|--------|----|--------------------------------------|---|--|-----------------------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 27 | 1 | 3 | 1 | 3 | 2 3 | 36 | 生涯学習関連施設の活用 の促進 生涯学習関連施設の機能の充実 | このような施設の活用について、もっと市民に利用してもらえるように、活用方法について、見直しやチェック機関があるのか。 たとえば、図書館協議会はあるが、現実、図書館内の詳細についてなどは、あまり議論されていないらしいと聞く。広く市民の意見を聞いたり、他市や他の施設に視察に行ったりして、中味の質のレベル向上につながるような、機構が必要ではないか。 また、まごころ文学館は、あまり中央図書館や純心大学と提携して活動してないようだが、市内の施設の横の連携も、もっととれるような機構にしたらどうか。 | 「図書館協議会」は図書館法において、公立図書館に図書館協議会を置くことができるとされ、その役割は、同14条第2項において「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対し意見を述べる機関とする」と規定されており、委員御質問の図書館の利活用に関するチェック機関に該当するといえる。 図書館の利用については、昨年、中央図書館でアンケート調査を実施し、利用者意向の把握を行った。今後、市の広報紙の活用、ホームページなどの広報の充実を図るとともに、先進市の調査や、図書館協議会等の場でも協議、意見を拝聴しながら、利活用の促進を図りたい。 | 中央図書館 社会教育課 文化課 |
| 28 | 1 | 3 | 2 | 1 | 1 | 38 | ア 家庭の教育力の向上 | 「家庭教育学級」は、社会教育の分野らしいが、言及が見当たらないか？ | 「家庭教育学級」は、家庭の教育力を充実するための施策・事業の一環として推進しています。 具体的には、「1 社会教育課津堂の充実（1）家庭の教育力の充実 ア 家庭の教育力の向上」（P38）に明記している。 | 社会教育課 |
| 29 | 1 | 3 | 2 | 1 | 3 | 38 | 社会教育関係団体の育成 | PTAに非協力的な保護者、子ども会非加入の家庭等は、このような枠からはずれてしまう。そのような市民については、どうするか、方策はあるのか？ | この施策項目は、団体の育成について位置づけているものである。 PTAに非協力的な保護者、子ども会非加入の家庭等については、PTAや子ども会育成会が広報・啓発活動を進める中で理解を求めている。 市としても、これらの活動を支援し、団体の発展・充実につながるよう努めていきたい。 | 社会教育課 |
| 30 | 1 | 3 | 4 | | | 41 | 幼児教育・学校教育等の充実 <現状と課題> | 「大学等」の等とは、何のことか。本市にあるのは限られているので、「専門学校」などと、明記しても良いのではないか。 | 「大学等」とは、具体的には鹿児島純心女子大学、川内職業能力開発短期大学校を指しているものです。 具体的な取組については、「5 高等教育機関との連携・交流（3）地域と高等教育機関との連携」（P46）に記載しているところである。 | 企画政策課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|----|------------------|---|---|--------|
| | 目次 | | | | | | | | | |
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 31 | 1 | 3 | 4 | 4 | 1 | 46 | 郷土愛を育む教育の推進 | 郷土とは、どこのことか。 鹿児島県？ 薩摩半島？ | ここで使用している「郷土」とは、自分の生まれ育った土地のことであるが、学区や旧市町村区域に限定するのではなく、薩摩川内市全体を「我がふるさと」・「生まれ育った所」、すなわち「郷土」としてとらえ、本市（ふるさと）への愛着と誇りを育む教育を展開するものである。 | 学校教育課 |
| 32 | 1 | 3 | 4 | 4 | 2 | 46 | 地域に根ざした特色ある学校づくり | 地域という、どこまで？ 中学校校区？ | ここで使用している「地域」とは、児童生徒が在籍する学校を中心とするエリアのことであるが、実施する施策の内容によっては、対象が小学校区・中学校区あるいは旧市町村の区域となるのもであり、場合によっては本市全域を「地域」と捉え、魅力ある学校づくりを展開するもので、「地域」を中学校区などに限定したものではない。 | 学校教育課 |
| 33 | 1 | 3 | 5 | 1 | 2 | 49 | ア 青少年団体活動の促進 | 「青少年団体活動」でなくても、青少年が、地元の生涯学習講座に参加するように促したり、地元のイベントに参加や協力を依頼する形も、青少年活動の促進につながるのではないかと、現存の形や内容だと、参加しにくいものが多いようなので、生涯学習の担当と連携して、社会教育的戦略も必要なのではないかと。 | この施策項目は、青少年を育成する目的で活動している団体の育成に関して、その支援について位置づけている。青少年が、地域の生涯学習講座に参加するように促したり、地元のイベントに参加や協力を依頼することも青少年活動の促進につながるものとする。青少年が地域の活動に参加することは、青少年健全育成を築くうえで重要なことであることから、より多くの青少年の参加が得られるように関係団体と連携して進めたい。 | 社会教育課 |
| 34 | 1 | 4 | 1 | | | 59 | 原子力安全対策 | 国策として原子力発電所に3号機の計画が取り上げられている為、文中に勘案した文言を明記する必要はないかと。 | 川内原子力発電所3号機の増設については、県及び市において判断をしていない現状において、基本計画に明記するのは困難と考えられる。 ついては、基本構想「第1編 第2章 第1節 2 薩摩川内市の現状と課題（中間的総括）」に現状を掲載している原案のとおりとすることにしたい。 【参考】 第1次薩摩川内市総合計画基本構想（案） 第1編 序論 第2章 計画策定の背景と課題への対応 第1節 我が国の社会経済情勢と薩摩川内市の現状と課題 2 薩摩川内市の現状と課題（中間的総括） …略… さらに、九州電力株式会社が計画する川内原子力発電所3号機増設については、平成21年1月に同社から本市に、環境影響評価準備書の送付に併せて、申し入れがされ、同年6月、本市は鹿児島県に同準備書についての意見を提出しました。その後、鹿児島県から経済産業大臣に提出された意見等を踏まえ、同年10月には、経済産業大臣から同社に対し同準備書についての勧告がされています。 | 原子力対策課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|----|------------------------|---|---|--------|
| | 目次 | | | | | | | | | |
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 35 | 1 | 4 | 1 | | | 60 | 防災・生活安全対策の充実 ■消防・救急 | 広域消防計画の現状はどうなっているのか。 又、その見直し対応について表現は。 | 鹿児島県は、平成24年度末を目途に現行の19消防本部から地域振興局・支庁単位の7消防本部に再編する「鹿児島県消防広域化推進計画」を平成20年3月27日に策定した。 本市は、北薩地域の4消防本部（薩摩川内市、さつま町、出水市、阿久根地区（阿久根市、長島町））での広域化が計画されたところである。 消防広域化に対する本市の考え方は、数多くの課題が解消できない中での広域消防体制を推進していくという考えはなく、現状の体制を維持するとともに更に強化を図っていく方針であることから、北薩地域における広域化については、関係消防本部との協議・調整は未実施であり具体的に進展がない状況である。 以上のような状況を踏まえ、下期基本計画には消防広域化については記載しないこととしたい。 | 消防総務課 |
| 36 | 1 | 4 | 1 | 1 | 2 | 64 | イ 避難体制の確立 | 【質問】 「自主防災組織」とは？ 地区コミのことか？ 【提言】 「自主防災」は、それぞれの住む地域で行うものと理解している。 地区コミを抜きには考えにくいように思うが、この章では、防災対策の視点からの地区コミ内の組織作りや連携についてふれられていない。これを推し進めることに意義があると思うがどうだろうか。 また、そうすると、防災面からも、自治会加入を推進する良い理由にもなると思われる。 | 【質問に対する回答】 自主防災組織とは、「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という、地域住民の意識と連帯感の共助に基づき、地震、風水害、火災などの災害が発生した時に地域で自主的に防災活動を行う組織で、地域の実情に応じ、自治会又は地区コミュニティ協議会単位で組織され、組織率は86%となっています。組織を設立していただくために、会則等も示し組織づくりを促進しているところです。また、出前講座を行い、防災訓練を実施しているところです。 自治会又は地区コミュニティ協議会が主体となることを明確にするため、本文に以下のとおり追記を行います。 ウ 自主防災組織の育成 （P64 1 防災体制の強化（1）災害に即応できる人づくり） 市民の防災意識の高揚と知識の普及を図るとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の精神と連帯感に基づいて、自治会又は地区コミュニティ協議会を単位として自主防災組織の結成を促進し、災害の未然防止など地域ぐるみでの防災活動を促進します。 また、自主防災組織に対する注釈を下記のとおり追記します。 ※自主防災組織⇒「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という、地域住民の意識と連帯感の共助に基づき、地震、風水害、火災などの災害が発生した時に地域で自主的に防災活動を行う組織のこと。 【提言に対する見解】 自主防災組織は、地域で隣近所お互いが助け合い災害から身を守るものでありますので、ご提言のとおり、地区コミュニティ協議会や自治会が主体となって組織化されるべきと理解しております。地域の実情で人口の多寡に応じ地区コミ又は自治会単位で組織化していただいております。 | 防災安全課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|----|-------------|---|--|--------|
| | 目次 | | | | | | | | | |
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 37 | 1 | 4 | 1 | 1 | 2 | 64 | イ 避難体制の確立 | <p>【提案】 下記のとおり追記ではどうか。</p> <p>…また、避難に当たっては本市で作成した地図情報システムを有効に活用し、消防団や… (下線部を挿入)</p> <p>※農業委員会で作成された道路網、農地、人家が全てインプットされた地図を有効活用してほしい。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>【変更前】 災害時に市民を安全に避難させるため、災害の種類や地域特性を考慮して、避難所、避難場所、避難路等を選定します。 また、避難に当たっては消防団や自主防災組織等との連携を深め、特に、災害時の要援護者に対する支援体制及び役割を定めた災害時要援護者避難支援計画を策定するとともに、災害時要援護者ごとの個別支援計画を作成し、避難体制の確立を目指します。</p> <p>↓ 【変更後】 災害時に市民を安全に避難させるため、災害の種類や地域特性を考慮して、避難所、避難場所、避難路等を選定します。 特に、災害時の要援護者に対する支援体制及び役割を定めた災害時要援護者避難支援計画を策定するとともに、災害時要援護者ごとの個別支援計画を作成し、避難に当たっては、地図情報システム及び個別支援計画を有効に活用し、消防団や自主防災組織等との連携を深め、避難体制の確立を目指します。 (下線が修正箇所、太字は追加部分)</p> | 防災安全課 |
| 38 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 | 64 | ウ 自主防災組織の育成 | <p>地区コミュニティ協議会の中に自主防災組織を組み込んでいけたら地域の実態に即した計画と実践がなされるのではないかと思います。検討して下さい。</p> | <p>自主防災組織は、地域の実情に応じ、自治会又は地区コミュニティ協議会を単位として結成されていることから、以下のとおり追記することとしたい。</p> <p>【変更前】 市民の防災意識の高揚と知識の普及を図るとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の精神と連帯感に基づいて、自主防災組織の結成を促進し、災害の未然防止など地域ぐるみでの防災活動を促進します。</p> <p>↓ 【変更後】 市民の防災意識の高揚と知識の普及を図るとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の精神と連帯感に基づいて、自治会又は地区コミュニティ協議会を単位として自主防災組織の結成を促進し、災害の未然防止など地域ぐるみでの防災活動を促進します。</p> | 防災安全課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|----|--------------|--|---|--------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 39 | 1 | 4 | 1 | 1 | 2 | 64 | 工 情報通信体制の整備 | 整備計画を具体化した表現にしたらどうか。 | 整備計画の具体的スケジュールについては、実施計画において定めていくこととしています。 参考までに、戸別受信機の設置については、基本的に、戸別受信機の未整備地域にまず設置し、市内全戸で防災情報が聞ける状況にいたします。その後、既設の戸別受信機を新たな個別受信機に更新することで計画しているところであります。 | 防災安全課 |
| 40 | 1 | 4 | 1 | 2 | 1 | 66 | ア 案全対策の強化の要請 | 【提言】（注：太字部分を挿入したい） 市民の安全・安心…環境の保全を図るため、九州電力㈱に対し、川内原子力発電所の 情報公開および 徹底した安全運転をはじめ… 【理由】 ①市民が安心と信頼できる第一は、常に情報の公開であるために、情報公開を挿入したい。 ②トラブルなど発生時とか、運転状況の広報は当然のことであり、これとは別に明記したい。 | ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 【変更前】 市民の安全・安心・信頼の確保と環境の保全を図るため、九州電力㈱に対し、川内原子力発電所の徹底した安全運転をはじめ、設備の品質保全や保守管理の充実・強化等を強く要請します。 ↓ 【変更後】 市民の安全・安心・信頼の確保と環境の保全を図るため、九州電力㈱に対し、川内原子力発電所の 情報公開及び 徹底した安全運転をはじめ、設備の品質保全や保守管理の充実・強化等を強く要請します。 | 原子力対策課 |
| 41 | 1 | 4 | 1 | 2 | 2 | 66 | イ 異常事象対策の充実 | 「避難等措置計画」についてまだ未作成ですか？作成されていたら文言の修正を。 | 「避難等措置計画」とは、あらかじめ避難誘導責任者・避難所・避難のための集合場所等を定めるものであり、毎年、職員の異動等を考慮し避難等誘導責任者を定めています。 また、避難所や避難のための集合場所については広報を行っております。 なお、文章の表現が「避難等措置計画」を新たに作成するような表現になっていましたので、ご指摘を踏まえ下記のとおり修正します。 【変更前】 川内原子力発電所に異常事象が生じた場合に備えて、「避難等措置計画」を作成するとともに、市民への避難所等の周知を図ります。… ↓ 【変更後】 川内原子力発電所に異常事象が生じた場合に備えて、「避難等措置計画」を 毎年更新 するとともに、市民への避難所等の周知を図ります。… | 防災安全課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|----|-------------------|---|---|--------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 42 | 1 | 4 | 1 | 2 | 2 | 67 | ウ オフサイトセンターの機能の充実 | 【質問】 「オフサイトセンター」とは、何のことか。どこにあるのか。誰がアクセスするのか。 | 【質問に対する回答】 「オフサイトセンター」とは、原子力災害時に、国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、国の原子力災害現地対策本部、地方自治体の災害対策本部などが情報を共有しながら連携のとれた応急措置などを講じ、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための、緊急事態応急対策拠点施設のことをオフサイトセンターと呼んでいます。 薩摩川内市には、鹿児島県北薩地域振興局の横に施設があります。 聞きなれない言葉ですので、基本計画には以下のとおりの注釈を表記します。 ※「オフサイトセンター」⇒原子力災害時に、国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、国の原子力災害現地対策本部、地方自治体の災害対策本部などが情報を共有しながら連携のとれた応急措置などを講じ、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための、緊急事態応急対策拠点施設のこと。 | 防災安全課 |
| 43 | 1 | 4 | 1 | 2 | 3 | 67 | 原子力発電所と地域の共生 | 【提言】 ・・参画するとともに 家族居住を要請 します。（注：太字部分を改定） 【理由】 ①原子力発電所の従事者と市民との安全・安心の共有と地域貢献のために家族住居を要請する。 ②原子力関連事業従事者を含めて家族が住居することで、薩摩川内市の人口減少に歯止めをかける。 平成21年度現在101,500人、平成22年度の推移人口100,460人 平成27年度の推移人口97,905人と減少傾向に歯止めをかけて、都市機能維持のために10万人を確保する。 | 事業者に対して「家族居住」を要請する旨を記載することは適切ではないと考えており、原案のままとさせていただきます。 | 原子力対策課 |
| 44 | 1 | 4 | 1 | 3 | 2 | 68 | エ 消防団の活動環境の充実・強化 | 【意見】 「消防団員の充足率」についての記述があるが、本市の消防団の組織・体制の様子を図式したものを載せたら、どの部分で市民が参加できるのか・必要なのか、どの地域に必要なのか、等わかりやすくなると思う。 なぜ、充足率についてここで述べるのか、そのしくみがわかれば、理解しやすくなる。 | ご指摘を踏まえ、別紙2のとおり追記します。 | 消防総務課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|----|-------------|--|---|--------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 45 | 1 | 4 | 1 | 5 | 1 | 70 | ア 交通安全教育の推進 | 【質問】 「子ども」の交通安全教育は、学校やスポーツ団体を通じてなされるだろうと予想がつくが、次の「高齢者」対象の交通安全教育について、具体的に、どのように行つか、計画があるのか？予想しにくいので、示していただきたい。 | 【質問に対する回答】 「高齢者」を対象にした交通安全教育は、県や交通安全協会と連携し高齢者クラブ等の会合時に出向き講習を行うものや、自動車学校と連携し自動車学校で実技・運転適性診断などを行う「ゆうゆうドライビングスクール」及び歩行者、自転車の利用者等を対象にした参加・体験型の「交通安全いきいきスクール」を実施しています。 また、子どもに対しても学校・幼稚園・保育園などに出向き、交通安全教室も開催しております。 | 防災安全課 |
| 46 | 1 | 4 | 1 | 5 | 3 | 70 | ア 防犯意識の高揚 | 【質問】 「安心・安全まちづくり条例」を見てないのでわからないが、どのような街だと安心・安全だと市民が感じるのか、人によって異なったり、事件等思わぬ事態が発生する可能性のある現代、 ・市民にとって安心・安全とは ・今年度（ここ0年間）強化すべき内容 等 随時見直す必要があるように思われる。見直しやチェックはされているのか。 | 【質問に対する回答】 「安全・安心まちづくり条例」では、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪を防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりに関し、市、市民、事業者及び所有者等の自主的な安全確保活動を基本に、市及び市民等の責務並びに市の果たす役割を相互に理解し、それぞれの連携及び協力により推進することとしています。 市の役割としては、県や警察等と連携し、①知識の普及及び情報の提供等の広報啓発活動、②人材の育成活動、③犯罪及び事故の防止に配慮した公共施設の普及その他環境の整備、④子ども、女性、高齢者等に対する安全対策、⑤青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の排除などを掲げています。 具体的には、地区コミュニティ協議会に対する、防犯グッズの配布や、青色回転灯装着車による地域見回り活動に対する補助制度を設けるなど、市内全域で各地域における防犯活動が実施されるように努めています。 ご質問のとおり、事件等がいつ発生するかわからないご時世ですので、市内全域で事件、犯罪等が発生しないように市民総ぐるみで犯罪に対する監視の目を持つようになっています。 また、声かけ事件等が発生した地域については、警察による巡回警戒はもちろんのこと、学校や地区コミュニティ協議会への連絡を行い、重点的な防犯活動をお願いしています。このように、事象に応じた取り組みを随時、展開しているところです。 | 防災安全課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|----|----------------------|--|--|--------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 47 | 1 | 4 | 2 | | | 73 | エネルギー対策 | <p>【提言】 さらに25%の高い削減目標を… (注：太字部分を改定) 【理由】 新政権の目標値を挿入する。 ***** 「平成2年比で6%以上削減」について、首相が25%削減を発表したが、このままで良いのか？</p> | <p>ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>【変更前】 …さらに高い削減目標を掲げようとする動きもあります。 ↓ 【変更後】 さらに、平成32年（2020年）までに平成2年（1990年）比で25%削減するという高い目標を表明し、また、政策の位置付けや基本的な方向性を明らかにする「地球温暖化対策の基本法」を制定する動きもあります。</p> | 環境課 |
| 48 | 1 | 4 | 2 | 2 | 1 | 77 | ア 新エネルギーの普及・啓発と導入の促進 | <p>議会で新エネルギー研究所（総合研究所）の設置について発言があり検討する旨の答弁がなされているか、その文言に追加について。</p> | <p>総合研究所の設置についての議会におけるこれまでの答弁の経緯は以下のとおりである。</p> <p>●平成19年第4回、第5回 電源立地地域薩摩川内市地区近未来バイオクリーン総合研究センターの誘致活動について質問あり</p> <p>市長答弁：電源立地地域薩摩川内市地区近未来バイオクリーン総合研究センターが立地できるような、ある程度目安がつかいたら、また、話をいただきたい。</p> <p>●平成20年第5回、平成21年第1回～第4回 総合研究所（若狭湾エネルギー研究センターのような施設）の誘致について質問あり</p> <p>市長答弁：平成21年8月24日に北薩地域振興局で開催された北薩地域行政懇話会において、総合研究所の誘致について要望した。局の考えは、本庁の地域政策課とともに協議し、今後の研究課題とさせていただきたいという答弁だった。 しかしながら、若狭湾エネルギー研究センターは、これを誘致するというのはとても難しいのではないかと粘り強く要望はしてまいりたいと思うが、やはり研究所は必要であると思うので、九州電力㈱や関連企業の研究所の研究施設の誘致はできないものかと考えているところである。</p> <p>以上のことから、総合研究所の設置については、更に、今後の可能性を見極める必要があると考えており、下期基本計画の記載については、原案のままさせていただきます。</p> | 原子力対策課 |
| 49 | 1 | 4 | 3 | | | 79 | ごみ処理の充実 ＜現状と課題＞ | <p>4Rについて注釈が欲しいです。</p> | <p>下記のとおり注釈を追記します。</p> <p>※4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）⇒リフューズ（発生を絶つ）、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）のこと。</p> | 環境課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|----|--------------------------|---|--|--------|
| | 目次 | | | | | | | | | |
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 50 | 1 | 4 | 3 | 2 | | 80 | 資源ごみの分別収集・リサイクル等の推進 | 【質問】 不用品バザーいわゆる「フリーマーケット」を市の関連機関で募集して行っているようだが、これに関連する文言も一言挿入したらどうだろうか？ | フリーマーケットについては、環境課主催の「環境フェア」で募集をかけて実施している。 その他、市内各地でフリーマーケット（バザー）等実施されているが、民間や学校関係が中心に開催されているようである。 文言を入れるとしたら80ページの〈計画の内容〉 （2）ごみの減量化の推進の中と考えるが、フリーマーケットも文中の「再生品の利用」に含まれると考える。 現在実施されているフリーマーケットは、ほとんど民間が中心で（市が呼びかけて実施しているものではない）、市としては、フリーマーケットの実施について歓迎している。 また、最近の社会経済情勢を受け、消費者の中古品に対する差別観が薄れ、むしろ品質に比してかなりの低価格である中古品への志向が強くなっており、これを業とする事業者も増えつつあるところである。 本市としては、4Rの一つであるリユースの一環として、フリーマーケットの場所提供等を行っているが、表現としては「再生品の利用を促進」に含まれると解し、現行通りの表現としたい。 よって、文言は変更しない（原案のまま）こととしたい。 | 環境課 |
| 51 | 1 | 4 | 3 | 5 | | 82 | 最終処分場の整備 | クリーンセンター最終処分場の整備は多額の財源を必要と思われるが具体的計画はどうなっているのか。 | 川内クリーンセンター最終処分場は、平成7年1月から埋立てを開始しているが、既存処分場の嵩上げ等の対策を講じることにより延命化を図ることとしている。今後の具体的計画については、今後、更に検討して参りたい。 | 環境課 |
| 52 | 1 | 4 | 4 | 5 | | 84 | 農業・漁業集落排水施設等の整備及び適正な維持管理 | 財政負担も大きくなる事から、 <u>下水処理施設の整備に努めます</u> ⇒ 「計画の検討」に変更したほうが良いのでは。 実計等で計画があればOKですが | ご意見のとおり、今後の整備については、財政状況等を勘案しながら取り組む必要があると認識しており、この【整備】の表現としては、現在、下甑手打地区において平成25年度までの予定で漁業集落排水整備事業に着手、整備途中であるために、文言については、同表現のままとしたい。 | 下水道課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|----|------------------|---|--|--------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 53 | 1 | 5 | 1 | 3 | | 89 | 地産地消・食農教育の推進 | <p>【提言】 P89「3 地産地消・食農教育の推進」又はP95「（1）活力ある農山村社会の形成」のどちらかに下記の文言を追加してはどうでしょうか。</p> <p>「本市では農林水産業に従事する人々の年齢が高齢化している。生きがいと所得向上をめざすと共に消費者ニーズに対応した安心・安全な食材の提供及び交流人口の増を図る上で農産物等直売所の計画を検討します。」</p> <p>（参考） 県道42号、国道328号、インター周辺も考えられますが、通常直売所売り上げは年間最低でも1億円と云われる。</p> | <p>「3 地産地消・食農教育の推進」（P89）については下記のとおり修正します。</p> <p>【変更前】 「薩摩川内市食育・地産地消推進事業計画」に基づき、市民に農産物の魅力を感じてもらい、安全・安心な地元農産物の地産地消活動に取り組むとともに、…</p> <p>↓ 【変更後】 「薩摩川内市食育・地産地消推進計画」に基づき、市民に農産物の魅力を感じてもらうため、直売所と連携し、安全・安心な地元農産物の地産地消活動に取り組むとともに、…</p> <p>併せて「5 農村地域の振興（1）活力ある農山村社会の形成」（P95）については、下から3行目を下記のとおり修正します。</p> <p>【変更前】 また、各地域の農林水産物直売所を核として、生産者と消費者のふれあいを促進し、活発な地域社会を形成しながら農山村地域の活性化と農業振興を図ります。</p> <p>↓ 【変更後】 また、高齢農家の生産意欲の向上や農家所得の向上を推進するために、各地域の農林水産物直売所の活動を拡充させ、生産者と消費者のふれあいを促進し、交流人口の増加による活発な地域社会を形成しながら、農山村地域の活性化と農業振興を図ります。</p> <p>なお、ご指摘の「直売所の計画の検討」については、市としては、現在、各地域にある農産物直売所の機能を充実させながら、より活発な活動を推進していくことを優先して取り組んでいくこととしております。</p> <p>また、各地域や団体での直売所の設置計画については、要望等を踏まえ、検討をしていきたいと考えています。</p> | 農政課 |
| 54 | 1 | 5 | 2 | | | 90 | 農業の振興 ＜現状と課題＞ | <p>農業・農村の現状については、具体的にその推移について数値を示して表現したらどうか。たとえば、農業就業者の平均年齢、全農地にしめる耕作放棄地など。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、農業・農村の現状を表現する指標として、「農業就業人口」、「年齢別農業就業人口」、「耕作放棄地」に関するデータ（別紙3のとおり）を製本段階において示すこととしたい。</p> | 農政課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|----|------------------|---|--|--------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 55 | 1 | 5 | 2 | | | 90 | 農業の振興 <現状と課題> | <p>【提案】 「畜産物価格の低迷により農家の経営状況は悪化しているため」を「畜産物価格の下落は避けられないものの、本市の子牛せり価格は全国でもトップクラスの高値が持続されている。畜産農家は高齢化しているが、生きがいと生産意欲はまだ健在であるため」と変更されてはどうか。元気を出させましょう。</p> <p>【理由】 農家に頑張らせる意欲のために</p> | <p>ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正いたします。</p> <p>【変更前】 なお、畜産では、景気後退による畜産物価格の低迷により農家の経営状況は悪化しているため、防疫衛生対策、受胎率向上対策、補助事業による生産基盤の整備及び自給飼料の確保等生産性向上に努める必要があります。</p> <p>↓</p> <p>【変更後】 なお、畜産では、景気後退による畜産物価格の低迷により肉用牛繁殖・肥育、養豚、酪農、養鶏の全業種にわたって厳しい経営状況が続いていますが、和牛子牛価格は全国トップクラスを維持しており、特に高齢繁殖農家の生きがいと生産意欲は健在です。したがって、今後とも家畜の改良増殖や防疫対策、受胎率向上対策、自給飼料確保等の生産性向上に努めることが必要です。</p> | 畜産課 |
| 56 | 1 | 5 | 2 | 1 | 2 | 92 | 農地の確保と利用集積の促進 | <p>農地の有効利用を推進するため、農地・水・環境保全向上対策事業、中山間地域等直接支払制度事業等も継続しながら、情報通信技術を活用した…としてどうか</p> <p>P.95「(2)中山間地域等における農地の維持・保全、(3)耕作放棄地の解消」に関連し、国の事業仕分けで確定していないが有効に活用された。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正したい。</p> <p>【変更前】 また、農地の有効利用を推進するため、情報通信技術を活用した農地の地図情報に基づき農地の流動化を進めながら…</p> <p>↓</p> <p>【変更後】 また、農地の有効利用を推進するため、各種補助事業等を活用するとともに、情報通信技術を活用した農地の地図情報に基づき農地の流動化を進めながら…</p> <p>また、耕作放棄地再生利用緊急対策事業については、引き続き実施される見込みである。 中山間地域等直接支払制度については、今後、制度が確定次第、制度内容の周知及び有効活用を努めます。</p> | 農政課 |
| 57 | 1 | 5 | 2 | 3 | | 93 | 畜産振興対策の推進 | <p>基本構想では、「畜舎建設や飼料畑造成等畜産公共事業を積極的に推進する」と記述されているが、基本計画においても触れるべきではないか。</p> | <p>ご指摘のとおり、基本計画93ページの3畜産振興対策の推進(1)畜産経営の基盤強化4行目「生産基盤の強化及び効率的な飼料体系の確保に努めます。」を「畜舎建設や飼料畑造成等畜産補助事業を積極的に推進することで生産基盤の強化を図ると共に効率的な飼料体系の確保に努めます。」の変更したい。</p> | 畜産課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|----|------------|--|---|------------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 58 | 1 | 5 | 2 | 4 | 2 | 94 | 地域重点品目の推進 | 地域推進品目として「さつま雪もち」とあるが、これは品名ではないのか。 また、地域重点品目ではないのか。 | 「さつま雪もち」は、品種名であるため、「水稻（さつま雪もち）」に変更します。 また、「地域重点品目」に変更します。 ※「第1次薩摩川内市農業振興基本計画」において「地域重点品目」の名称を位置つけたもの。 | 農政課 |
| 59 | 1 | 5 | 2 | 4 | 2 | 94 | 地域重点品目の推進 | 「地域重点品目の推進」とあるが、「地域推進品目の振興」ではないか。 | 地域重点品目の項目に示した四角で囲った部分に「地域推進品目」として、「茶、大豆、さつま雪もち、花卉、みかん類」を示しているが、「地域推進品目」を「地域重点品目」に修正します。 ※「第1次薩摩川内市農業振興基本計画」において「地域重点品目」の名称を位置つけたもの。 | 農政課 |
| 60 | 1 | 5 | 2 | 4 | 3 | 94 | 新たな振興作物の創出 | 次のとおり提言したい。 …実証実験や研修会等を実施しながら 飼料米を含めた 新たな振興作物を創出します。（注：太字部分を改定） （理由） ①海外の飼料高騰により国内調達が必要が出てきた。 ②米作の減反政策がある中で、湿田の休耕田の解消は他の作物に転用が難しいので飼料米の耕作により休耕田を解消したい。 ③95ページの（3）耕作放棄地の解消とも関連する課題。 | 『第5章 第2節「農業の振興 4「重点品目等の振興及び特産品の開発」（3）新たな振興作物の創出』の項目では、将来、市のブランドを目指す作物を設定しており、園芸作物や果樹等を対象としているため、飼料用である「飼料米」については対象としていません。 なお、飼料米の推進に対する市としての見解は、以下のとおりです。 （畜産課の見解） 家畜の飼料となる米作としては、米を餌とする「飼料用米」と乳状の粉を含めた茎葉を発酵して餌にする「飼料用イネ」の2種類があります。 「飼料用米」は、牛の餌としては制約があり、豚や鶏の餌としての利用になりますが、本市では、養鶏・養豚経営者も少なく、また、現在は商事会社とタイアップした産地で生産されており、本市で推進するには難しい状況にあります。 一方、「飼料用イネ」は、肉用牛の餌として利用できる場所であり、牛の畜産農家が多い本市においては、国内産飼料の自給率向上のために推進をしていくこととしており、下期基本計画（案）のP93『3「畜産振興対策の推進」（2）飼料自給体制の確立』の中で「飼料用稲を発酵させた粗飼料づくりについても支援します」として位置付けているところ です。 （農政課の見解） 「飼料米」の利用は養豚・養鶏ではあり、本市では需要が少ないため、推進は考えていないが、「飼料用イネ」については、牛の飼料として需要があるため、転作作物として推進していくこととしています。 | 農政課 畜産課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|----|--------------------|--|--|--------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 61 | 1 | 5 | 2 | 4 | 4 | 94 | 加工特産品の開発・研究 | 「園芸重点7品目等（らっきょう・ゴーヤー・ごぼう・やまのいも・いちご・きんかん・ぶどう等）」については、『（1）園芸重点7品目の振興による産地形成』で説明しているので（ ）書きは不要ではないか。 | ご指摘を踏まえ、当該部分を削除し下記のとおり修正します。 【変更前】 また、農産加工グループ等と連携し、園芸重点7品目等（らっきょう・ゴーヤー・ごぼう・やまのいも・いちご・きんかん・ぶどう等）を素材とした新たな特産品の開発に努めます。 ↓ 【変更後】 また、農産加工グループ等と連携し、園芸重点7品目等を素材とした新たな特産品の開発に努めます。 | 農政課 |
| 62 | 1 | 5 | 2 | 5 | 2 | 95 | 中山間地域等における農地の維持・保全 | 「農地・水・環境保全向上対策を活用した農村環境の保全や…」とあるが、前段に「 国の施策として「農地・水・環境保全向上対策」については、時限制度であり（終了年度平成23年度）、今後、更に、継続支援（恒久化）を強力に要請し… 」と、前段に挿入できないか（※文言は要検討） | ご指摘の「国に対して農地・水・環境保全向上対策についての継続支援を強力に要請」する趣旨の記述については、総合計画の記述になじまないものと考えております。 また、ご指摘の「農地・水・環境保全向上対策」及び「中山間地域等直接支払制度」については、行政刷新会議による事業仕分けの結果、継続が図られることとなったところではありますが、今後の国の農業政策の変更が予測されることから、記述内容を下記のとおり修正いたします。 【変更前】 （2）中山間地域等における農地の維持・保全 農地・水・環境保全向上対策を活用した農村環境の保全や、中山間地域等直接支払制度を活用した耕作放棄地の発生防止を進めるとともに、農業委員会や農業公社と連携しながら、農地流動化・農作業の受委託等を通じて優良農地の維持・保全に努めます。 ↓ 【変更後】 （2）中山間地域等における農地の維持・保全 農地・水・環境保全向上対策を活用した農村環境の保全や、中山間地域等直接支払制度等を活用した耕作放棄地の発生防止を進めるとともに、農業委員会や農業公社と連携しながら、農地流動化・農作業の受委託等を通じて優良農地の維持・保全に努めます。 | 耕地課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|-----|--------------|--|---|---------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 63 | 1 | 5 | 4 | 3 | 1 | 102 | イ 水産物流通体制の強化 | 甌航路問題とも関連し港周辺で検討されたらどうかと思うが、又整備計画の設置目標は。 | 市街地に水産物地方卸売市場が開設されているが、取扱業者、取扱量の減少などから経営が非常に厳しい状況である。 また、川内港にある川内市漁協では、産地市場がなく、加えて、甌島漁協の漁獲物は市外経由で流通している。 このようなことから、川内市漁協近くへの流通施設建設と、新たな人的組織創設の必要性の検討がなされているところである。 本年2月に鹿児島大学へ委託している調査結果が提出され、外部から見た方向性が示される。それを受けて、今後の方向性を見出し結論を出すこととなる。 方向性としては、平成22年度中に方針決定を考えている。 | 林務水産課 |
| 64 | 1 | 5 | 4 | 3 | 1 | 102 | イ 水産物流通体制の強化 | 「流通の拠点となる水産物地方卸売市場の具体化に向けた検討・・・」については、「流通の拠点となる水産物地方卸売市場の整備に向けた具体的検討・・・」に修正したらどうか。 | 市場整備についての調査を今年度実施している。その中で整備についての参考となる報告書が出る予定である。 したがって、現時点での整備ありきの表現は控えたところである。 | 林務水産課 |
| 65 | 1 | 5 | 4 | 4 | 2 | 102 | 甌島の漁村に対する支援 | 「甌島漁業再生支援交付金を活用した活力ある漁村づくり」とあるが、同交付金事業は平成21年度で終了するのではないかと。終了するのであれば文言の修正は必要ないか。 | ご指摘の事業については、水産庁方針で平成22年度から26年度まで継続が決定している。 市においても、平成22年度当初予算でこの事業の予算要求をしているので、このままの表現でいきたい。 | 林務水産課 |
| 66 | 1 | 5 | 5 | | | 104 | 商工業の振興・工業 | 本市の工業は、事業所では → 本市の工業は、事業所数では・・・ 「数」が漏れていませんか？ | 後段で「従業員数・製造品出荷額では」としており、指摘のとおり表現を「事業所数では」に改める。 | 企業・港振興課 |
| 67 | 1 | 5 | 5 | 1 | 3 | 107 | 魅力ある商業空間の形成 | 商店街に客が足を運ぶには魅力ある商品の提供も大事なことであるが、車社会の現在では商店街に駐車場が確保されていることも大事なことだと思います。市営の駐車場を増設する方向で検討してほしい。 | 中心市街地における市営駐車場の増設は、用地確保や財源等の観点から困難な状況です。 そこで、まだ十分活用されていない市営横馬場駐車場の利用向上を進めております。 具体的には、平成21年7月に料金を引き下げたほか、今後、国道3号への駐車場案内板設置、都市計画用途地域の変更による24時間利用化などを進めていく予定ですので、ご理解ください。 | 商工振興課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|-----|-------------------|--|---|--------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 68 | 1 | 5 | 5 | 1 | 3 | 107 | イ アメニティ豊かな都市環境の整備 | 薩摩川内市に住んで思うことは、市街地において、幹線道路を外れるとしっかりした歩道が整備された道路が少ないことです。車を利用される市が多いせいなのかもしれませんが、安心して街を散歩したり、ウォーキングやジョギングができる道路の整備が少しでも進む事を望みます。 | ご指摘の通り幹線道路を外れると歩道もなく狭い道路が多いために、歩行者の安全確保も十分とは言えません。特に駅周辺では路線を隔てた東西の行き来も困難な状況で、渋滞の原因ともなり、歩行者の通行にも支障を来たしている状況です。このため危険箇所等の部分的改修を行っておりますが、家屋移転保障もあり全面的な改良は困難となっております。今後もお気づきの点がございましたら改善してまいりますので、ご提言くださるようお願いいたします。 | 建設整備課 |
| 69 | 1 | 5 | 5 | 1 | 3 | 107 | イ アメニティ豊かな都市環境の整備 | 【質問】 「既存ストック」のストックとは何のことですか。日本語の方が良いのでは？ | 「既存ストック」とは、既に市街地に存在する道路、鉄道、河川、公園、緑地、広場、駐車場、上下水道等の施設や教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、住宅施設、商業・サービス施設等全般を示している（私有地の空き地等も含む）。 この項目では、「美化・緑化と併せて、豊かな都市環境づくりを進めるとともに、市街地に、既に存在している施設等（ストック）を友好的に活用して、コンパクトで便利で暮らしやすいまちづくりを目指す」ことを謳っているものである。 委員ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正したい。 【変更前】 …市街地においては、既存ストックの有効活用によるコンパクトな便利で暮らしやすいまちづくりを目指します。 ↓ 【変更後】 …市街地においては、既存 施設等 の有効活用によるコンパクトな便利で暮らしやすいまちづくりを目指します。 | 都市計画課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|-----|--|---|----------------------------------|--------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 70 | 1 | 5 | 5 | 4 | 1 | 112 | <p>インターチェンジ周辺部における産業拠点の整備</p> <p>【提言】 ア 薩摩川内都インターチェンジ周辺の整備 南九州西回り自動車道薩摩川内都インターチェンジの周辺においては、インターチェンジへのアクセス道路の整備を促進しながら整備地として決定されている産業廃棄物管理型最終処分場の近接活用を含め企業の誘致を推進します。（注：太字部分を改定）</p> <p>【理由】 ①南九州西回り自動車道のインター周辺については高速交通網の優位性を最大限に活用する。 ②鹿児島県が産業廃棄物管理型最終処分場の整備地として決定済みであり追記する。 薩摩川内市長も平成20年8月27日に「循環型社会の形成や、公共の利益という点に鑑み、真にやむを得ないものと思慮する」との意見を出し整備地とする意向を知事へ表明済みである。 ③平成18年3月決定の第1次薩摩川内市総合計画162ページに3インターについて明記しており、3年後の供用開始を控えて具体的方向を明示し実現に向けて取組む必要がある。</p> | <p>①上期基本計画においては、「薩摩川内都」・「高江（仮称）」及び「川内（仮称）」の各インターチェンジ及び「内陸部」の4地区における産業拠点の整備について記載しており、少なからず川内地域を主眼とした記述となっていました。下期基本計画（案）においては、産業拠点の機能ごとに「インターチェンジ周辺」・「内陸部」・「臨海部」の3地区に再編し、市域全体を勘案したゾーニングとすることにより、幅広く企業誘致を推進したいと考えており、それぞれの地域の特色を踏まえながら基本的な考え方を記載したところです。</p> <p>②特に、「臨海部」においては、重要港湾川内港の利活用推進の観点から積極的な取組が必要であり、関係機関等と協調した工業団地の整備に向けた協議を進める必要があることから、メリハリを付け、「関係機関等と協調した工業団地等の整備に取り組む」旨の記述を行ったところです。</p> <p>③「産業廃棄物管理型最終処分場」の近接活用を含めた企業誘致は、時宜を得たアイデアであると考えているが、県が進める同処分場については、整備地として決定はなされたものの、現在、手続きが進められている段階であるため、市が同処分場の整備を前提とした産業拠点の整備を明記することは避けるべきであると考えています。</p> <p>④高江インターチェンジ周辺の整備及び「道の駅たかえ（仮称）」について、趣旨は十分理解するものでありますが、今後、更に調査検討して参ります。</p> | <p>企業・港振興課 企画政策課</p> | |
| 71 | 1 | 5 | 5 | 4 | 1 | 112 | <p>インターチェンジ周辺部における産業拠点の整備</p> <p>【提言】 イ 高江インターチェンジ（仮称）周辺の整備 南九州西回り自動車道高江インターチェンジ（仮称）の周辺においては、川内川、猫岳、柳山アグリランド、八間川「水辺の楽校」、カラフトワシなどの野鳥・史跡の宝庫、豊かな水田地帯など自然豊かな田園文化ゾーンおよび川内原子力発電所への経路近接地として、エネルギー・環境・研究関連産業の誘致と、隣接型近接型のまちづくりに取組みます。 また、人口定住に必要な生活機能の確保と農・水産品などの直売のため「道の駅たかえ」（仮称）の設置に取組みます。（注：太字部分を改定）</p> <p>【理由】 ①南九州西回り自動車道のインター周辺については高速交通網の優位性を最大限に活用する。 ②川内原子力発電所への経路近接地、原子力関連宿舎のある地域、従事者と見学者の経路地として有効活用する。 ③新幹線川内駅～高江インター～久見崎～川内港～甑島の人員輸送の幹線臨港道路として活用する。 ④平成18年3月決定の第1次薩摩川内市総合計画162ページに3インターについて明記しており、3年後の供用開始を控えて具体的方向を明示し実現に向けて取組む必要がある。</p> | <p>同上</p> | <p>企業・港振興課 観光課 企画政策課</p> | |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|-----|------------------|---|--|------------------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 72 | 1 | 5 | 5 | 4 | 1 | 112 | | <p>【提言】 <u>ウ 川内インターチェンジ（仮称）周辺の整備</u> <u>南九州西回り自動車道川内インターチェンジ（仮称）の周辺においては、川内港及び背後幹線の整備の状況を踏まえながら、海陸の複合一貫輸送システムを構築し、物流関連産業等の集積した拠点づくりに取り組めます。</u> （注：太字部分を改定）</p> <p>【理由】 ①南九州西回り自動車道のインター周辺部については高速交通網の優位性を最大限に活用する。 ②川内インター周辺部を川内港との物流輸送基地として有効活用する。 ③川内クリーンセンターへの経由地として活用する。 ④平成18年3月決定の第1次薩摩川内市総合計画162ページに3インターについて明記しており、3年後の供用開始を控えて具体的な方向を明示し実現に向けて取り組む必要がある。</p> | 同上 | 企業・港振興課 企画政策課 |
| 73 | 1 | 5 | 6 | | | 114 | 観光の振興 ＜現状と課題＞ | <p>下記のとおり修正を提言したい。</p> <p>【7行目】</p> <p>…史跡清色城跡，薩摩川内市入来麓伝統的建造物群保存地区，蘭牟田池，亀城跡等の歴史的・文化的資源，…</p> <p>（太字を挿入）</p> | <p>正式名称は「薩摩川内市入来麓伝統的建造物群保存地区」であるが、当該計画が薩摩川内市の計画であること及び、この文言のみ「薩摩川内市」が入るのは全体的に見て奇異に映ると思われますので、原案のままとさせていただきます。</p> <p>蘭牟田池については、歴史的・文化的資源と捉えるより、景観として捉えたいので、次の箇所に挿入したい。</p> <p>【変更前】（8行目） …西方海岸・唐浜海岸、甌島等の変化に富んだ海岸と海水浴場、美しい景観、… ↓ 【変更後】 …西方海岸・唐浜海岸、甌島等の変化に富んだ海岸と海水浴場、蘭牟田池などの美しい景観、…</p> | 観光課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|-----|----------------|---|---|--------------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 74 | 1 | 5 | 6 | 1 | 2 | 116 | イ 旅行者・輸送機関等の連携 | 市内観光地・施設・特産品販売所巡りのバスの運行（定期・不定期）はできないか。 実現には問題点も多いと思われるが、将来的に検討してみてはどうでしょうか。 | <p>【観光課回答】 「（2）イ」については、宣伝・誘客活動の推進の項目であり、この項目については原案のままにさせていただきます。提言の内容については、P117の「（4）ア」の項目で掲載することとしたい。</p> <p>（4）観光ネットワークの形成 ア 薩摩川内観光資源ネットワークの形成[P117/8行目] 【変更前】 …地域ごとに新たな観光資源の発掘に努め、それらの多様な連携を図りながら、… ↓ 【変更後】 …地域ごとに新たな観光資源の発掘に努めるとともに、既存のコミュニティバス等の活用によって、地域観光資源の多様な連携を図りながら、…</p> <p>（参考） 商工振興課（薩摩川内市地域公共交通活性化協議会）でボンネットバスを平成21年度中に購入予定であり、このバスを活用した市内観光ルートの構築について、商工振興課や観光アドバイザー及び観光プランナーと連携を図って参りたい。 また、新幹線停車駅などの交通拠点と観光地をつなぐ二次交通アクセスが十分でないことから、県がふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、観光周遊バス運行（平成22年度～平成23年度）について、川内駅を起点とする運行も含め検討を開始している。</p> <p>【商工振興課回答】 市街地の各施設（各交響施設、病院）等を結ぶ移動手段として、住民の生活路線の確保を図るため、コミュニティバス（くるくるバス）を運行しています。 新年度からは、支所と市街地を結ぶ大循環バスの運行も検討しており、住民の生活路線として連携的な活用を図ってもらうことを考えています。</p> | 観光課 商工振興課 |
| 75 | 1 | 5 | 6 | 1 | 3 | 116 | 自然環境の保全と活用 | <p>【提言】 ア ……蘭牟田池、地区民の共生・協働による手づくり自然観光公園柳山アグリランドなど……（注：太字部分を改定）</p> <p>【理由】 ①地区民の共生・協働で整備した手づくり自然観光公園柳山アグリランドは平成18年から今年で4年目になる。 年間研修受け入れ約3千人、来園者約3万人の交流地・観光地になっている。民間活力により整備した観光地を追記して頂きたい。 ②南九州西回り自動車道高江インター（仮称）の3年後の供用開始を控え、柳山アグリランドを核として交流人口増と定住促進を図り、かつ薩摩川内市の外回り周遊コースの目玉観光地として、蘭牟田池、東シナ海海岸などの外回り周遊自然観光地めぐりとして県内外へ発信する。 ③2011年には、全国緑化フェア「花かこしま2011」の地方回遊拠点として、花壇の整備を進める準備中である。市経由県へ申請済</p> | <p>「自然環境の保全と活用」の施策項目で掲載している内容は、貴重な自然環境の保全と活用を掲載しているものであり、提言の内容は、前後の内容から適さないと思われるので、原案のままにさせていただきます。</p> | 観光課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|-----|--------------|---|--|--------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 76 | 1 | 5 | 6 | 1 | 3 | 116 | イ 祭り、イベントの充実 | <p>【提言】 イ …… 入来神舞、高江太郎太郎踊り・水引次郎次郎踊りなど… (注：太字部分を改定)</p> <p>【理由】 県指定無形民俗文化財の高江太郎太郎踊り、市指定無形民俗文化財の水引次郎次郎踊りは、久見崎次郎次郎踊りを含めて3踊りが連携して市外からのバスツアーが組まれるほどの行事になっており、明示して集客を図りたい。</p> | <p>本市の中で、(国・県・市)指定されている無形民俗文化財は多数あり、何を掲載するか難しいところがある。 祭り・イベントについては、本土地区で数万人規模の参加があるイベントとし、甑島は甑島ならではの「ウミネコまつり」を掲載することとし、この項目では無形民俗文化財は削除したい。</p> <p>【修正前】 川内川花火大会、薩摩川内はんやまつり、川内大綱引、市比野温泉よさこい祭り、竜宮文化フェスタ、甑大明神マラソン大会や入来神舞など、… ↓ 【修正後】 川内川花火大会、薩摩川内はんやまつり、川内大綱引、市比野温泉よさこい祭り、ウミネコまつりなど、…</p> <p>なお、本市の指定文化財等については、最終的な製本段階において一覧表を「第6節 地域文化の保存・継承」の施策項目として掲載するなど、表現化を図りたい。</p> | 観光課 |
| 77 | 1 | 5 | 6 | 1 | 3 | 116 | エ 甑島の観光振興 | <p>【提言】 平成20年度開設された甑島観光案内所を拠点に甑島の立地特性を活かし… (太字を挿入)</p> | <p>ご指摘を踏まえ、次のように修正したい。</p> <p>【修正前】 甑島の立地特性を活かし、甑島ならではの「海の暮らし」や「島の生活」を体験交流資源として活用し、ブルー・ツーリズムの取組のほか、甑島の特異な自然景観や植生を活かした観光、半農半漁の生活やスローライフといった素朴な島内の風景や人々との交流など、「観光化されていないよさ」を活かした体験メニューの発掘により、通年型観光を目指した振興策を推進します。 ↓ 【修正後】 甑島の立地特性を活かし、甑島ならではの「海の暮らし」や「島の生活」を体験交流資源として活用し、本市観光協会甑島案内所を拠点に、ブルー・ツーリズムの取組のほか、甑島の特異な自然景観や植生を活かした観光、半農半漁の生活やスローライフといった素朴な島内の風景や人々との交流など、「島の魅力」を活かした体験メニューの発掘を行い、通年型観光を目指した振興策を推進します。</p> | 観光課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|-----|----------------|--|---|--------|
| | 目次 | | | | | | | | | |
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 78 | 1 | 5 | 6 | 1 | 4 | 117 | ウ 歴史文化回廊ルートの設定 | <p>【提言】 ウ …亀城跡、江之口橋（眼鏡橋）、長崎堤防、高江木彫三尊像など… （注：太字部分を改定）</p> <p>【理由】 歴史文化回廊は、ある程度市内にあるものを広範囲に明示すべきである。</p> | <p>本市には同様の歴史文化遺産が多数あるため、代表的なものの記載にとどめたいので、原案のままにさせていただきたい。</p> <p>なお、本市の指定文化財等については、最終的な製本段階において一覧表を「第6節 地域文化の保存・継承」の施策項目として掲載するなど、表現化を図りたい。</p> | 観光課 |
| 79 | 1 | 5 | 6 | 2 | 2 | 117 | ア 「おもてなしの心」の醸成 | <p>【意見】 考えはわかるし、悪くないと思うが、観念的すぎないか。具体的に誰に何をどのようにして、市民の「心」を醸成するのか、またどのように、「醸成度が達成されたか評価する方法や基準」がわからない。 また、この文面が、市のどの方針に沿うのか、明記した方が、方向性が定まりやすいただろう。なぜ、これがここに歌われているのか。</p> | <p>これまで、観光協会等と連携を図り、観光関連業者をはじめ市民を対象とした「おもてなしの心」を醸成するため専門家を招聘し研修会等を行っている。 今後についても、このような機会を設ける考えである。 醸成度の把握等については、観光施設などにおける利用者アンケート、満足度調査などにより把握して参りたい。 「おもてなしの心」は、スポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致だけでなく、観光全体に関わるものであり、提言のとおり掲載の場が適切でないと思われるため、別紙4のとおり変更したい。</p> | 観光課 |
| 80 | 1 | 5 | 6 | 2 | 2 | 117 | ア 「おもてなしの心」の醸成 | <p>【提言】 スピリッツが制定されたので下記のとおり挿入されてはどうか。 「おもてなしの心」の醸成 ⇒ 「薩摩川内スピリッツ（心）」の醸成 市民一人ひとりの意識の啓発を図るなど、市民全体で「おもてなしの心」「こだわりの心」「思いやりの心」の醸成に努めます。 （太字を挿入）</p> | <p>薩摩川内スピリッツは、薩摩川内人が元来持っている「おもてなしの心」・「こだわりの心」・「思いやりの心」を象徴するキャッチフレーズであり、観光をはじめ自然・歴史・文化・食などあらゆる分野を総括している。 ここで言う「おもてなしの心」とは、「薩摩川内よかまち・きやんせ観光プラン」に基づき、観光客に対する受け入れ側の観光関連業者をはじめとした市民の「おもてなしの心」を表現しており、原案のままにさせていただきます。 また、「市民全体で」の挿入については、「市民一人ひとりの意識の啓発を図るなど」とより具体的な取組方針を例示しているところであり、省略したい。</p> | 観光課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|-----|-------------------|---|--|--------|
| | 目次 | | | | | | | | | |
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 81 | 1 | 6 | 1 | 2 | | 120 | 定住促進対策の推進 | <p>【提言】 下記のとおり提言したい。</p> <p>…定住人口の増大と活力に満ちた伸びゆく市域の創出に寄与することを旨として、定住住宅取得補助やリフォーム補助、新幹線通勤定期購入補助、南九州西回り自動車道通行料補助などの定住促進対策を展開します。 （注：太字部分を改定）</p> <p>【理由】 薩摩川内市内3インターチェンジの活用で鹿児島市まで約30分の通勤時間になり、新幹線通勤定期券購入補助と同額を補助することで、自動車通勤定住促進が期待できる。 市内3インターの供用開始が3年後に迫っている。</p> | 現時点で、南九州西回り自動車道の「薩摩川内都IC～（仮称）高江IC～（仮称）川内IC」の供用開始時期は明確ではないため、ご指摘の「南九州西回り自動車道通行料補助」については、今後の研究課題とさせていただきたいと考えます。 | 企画政策課 |
| 82 | 1 | 6 | 3 | 6 | 2 | 128 | ア 川内駅周辺の交通結節機能の強化 | 駅東口駅前広場と川内一加治木線（空港道路）を結ぶ都市計画決定道路の早期整備をすべきではないか | ご意見のとおり、川内駅東口駅前広場へのアクセス道路としては、県道川内加治木線（空港道路）とを結ぶ「平佐加治屋馬場線」を平成12年度に都市計画決定しております。 その整備については、財政状況等を考慮しながら、現在、検討中の薩摩川内市都市計画道路等見直し検討業務の中で、その他の路線等も含め、今後、総合的に判断していきたいと考えています。 | 都市計画課 |
| 83 | 1 | 6 | 3 | 6 | 3 | 129 | イ コミュニティバスの運行 | 「新たな公共交通システム（デマンド交通）」の記述については、基本構想のとおり「事前予約型乗合タクシー（デマンド交通）」とした方がわかりやすいのではないかと。 | ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 【変更前】 …コミュニティバスについて、さらに利便性と効率性を向上させるとともに、新たな公共交通システム（デマンド交通）の導入や… ↓ 【変更後】 …コミュニティバスについて、さらに利便性と効率性を向上させるとともに、 デマンド交通（事前予約型乗合タクシー） の導入や… | 商工振興課 |
| 84 | 1 | 6 | 3 | 6 | 3 | 129 | イ コミュニティバスの運行 | 【質問】 バスの運行について、デマンド交通と大循環バスについて…「取り組みます。」と、ほぼ確実にこれは行う予定である、と取れる書き方だが、それで本当に良いのか。後で見直しということはあり得ないのか？（バス運行等には、随分費用がかかると思うので。） | デマンド交通と大循環バスについては、実証運行を行い、その結果を踏まえ、制度内容の修正・改善を行い、本格運行に移行するか、実証実験のみでやめるのか判断を行うため、「運行します。」ではなく、「運行に取り組みます。」という表現にしているところです。 | 商工振興課 |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|-----|-------------|--|--|--------------------------------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 85 | 1 | 6 | 4 | 2 | 1 | 131 | 土地区画整理事業の推進 | <p>天辰地区、入来温泉場地区の区画整理については全体計画の進捗目標値を記載したらどうか。</p> | <p>●天辰第一地区土地区画整理事業については、施行期間を平成9年度から25年度として事業を進めているところであるが、平成20年6月に天辰寺前古墳が発見され、現在、教育委員会において専門家等の指導を仰ぎながら発掘調査を進めている段階であり、その周辺一帯の工事ができない状態である。もし、現地保存となった場合、仮換地変更や道路形態の変更など事業計画変更しなければならず、事業期間の延伸等が発生する可能性がある。このような理由から、現地点で具体的な進捗目標値の記載はできないところである。</p> <p>●天辰第二地区土地区画整理事業については、早期の工事着手に向けて、現在、環境影響評価の手続きを進めているところである。現計画では天辰第一地区が完了する平成25年度に合わせて一部工事着手する予定だが、今後、住民や専門委員等の意見が出され、手続きが延伸する可能性があるため、現時点での具体的な進捗目標値の記載はできないところである。</p> <p>●入来温泉場地区土地区画整理事業については、事業採択を平成12年度、工事着手は平成14年度で、完成年度は平成30年度を予定しています。全体計画の進捗目標値の記載については、事業機関の平成30年度を目標に事業を進めていく程度の記載しか出来ないと考えますが、実際、予算・建物移転交渉等が計画通りに進められない可能性がある。このような理由から、現時点での具体的な進捗目標値の記載はできないところである。</p> | <p>天辰区画整理推進室 入来区画整理推進室</p> |
| 86 | 1 | 6 | 5 | 1 | | 133 | 河川の整備の推進 | <p>【提言】 下記の文言を追加できないか。</p> <p>また、川内川下流域の高江町白浜周辺については、白浜堤防の改修と対岸小倉町の岩礁の除去を促進します。</p> <p>【理由】 ①高江町白浜堤防には河川敷がなく洪水・大雨時には堤防の部分崩落、揺れが感じられることから、堤防沿線の住民は心配しており上流域の河川・堤防改修と南九州西回り自動車道の橋脚4本設置による流水阻害が予想されるので、早急に堤防改修が必要である。</p> <p>②川内川右岸にある対岸小倉町の川床の広い岩礁へ洪水時に流水が当たり、川内川がカーブしていることからその流水が反動で、左岸の白浜堤防へ当たっている。</p> | <p>下期基本計画（案）では、施策の基本方針を示すこととしており、事業要望箇所を個別具体的に記載することはいたしておりません。</p> <p>具体的には、『第4章 第1節 1（3）災害に強い生活基盤の整備 ア 河川改修の促進等』（P65）において「川内川流域での危険箇所の河川改修を促進します」と記載いたしております。</p> <p>なお、川内市街部改修については、市のまちづくり（都市計画事業等）と一体となって整備を進める必要があることから、特に記述を加えているところです。</p> | <p>建設政策課</p> |

■第1次薩摩川内市総合計画下期基本計画（案）に対するご質問・ご指摘・ご提言

| No. | 対象箇所 | | | | | 頁 | 施策項目 | ご質問・ご指摘・ご提言の内容 | ご意見・ご指摘・ご提言に対する本市の考え方 | 担当部・課室 |
|-----|------|---|---|---|---|-----|-------------|--|---|--------|
| | 部 | 章 | 節 | 項 | 号 | | | | | |
| 87 | 1 | 6 | 8 | 3 | 2 | 141 | 土地情報システムの充実 | 土地情報システムについては、現在どのような活用がなされているか。また、地図情報システムとの連携はどのように図られているのか。審議会でも委員より出されている問題であるので、この項目で記述できないか。 | <p>①土地情報システムは、地籍調査事業の成果である公共基準点から測量した土地境界線等のデータ（地籍図及び各筆毎の一筆座標等）を更新・保存していくシステムであり、公共事業や固定資産関係事務等、民間の測量業務に活用している。</p> <p>②地籍調査の成果である地籍図を、地図情報システムのデータベースとして利活用している。</p> <p>なお、土地情報システムについての注釈を下記のとおり追記することとしたい。</p> <p>※土地情報システム：地籍調査事業の成果である公共基準点から測量した土地境界等のデータ（地籍図の各筆毎の一筆座標等）を更新・保存していくシステム。</p> | 用地課 |